

令和3年3月29日

トラック輸送における取引環境・
労働時間改善茨城県地方協議会 委員 各位

茨城労働局長 小奈 健男（公印省略）
関東運輸局茨城運輸支局長 礪田 久（公印省略）
茨城県トラック協会会長 小林 幹愛（会長印省略）

第11回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善茨城県地方協議会」の
協議結果について（報告）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

第11回協議会につきまして、書面協議をもって開催に代えさせていただいたところ、ご多忙にもかかわらず、審議にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

審議の結果、協議事項について、下記のとおり可決承認されましたことをご報告致します。

なお、併せて委員の皆様より頂戴した御意見と、それについての事務局回答について、別添のとおり、送付させていただきます。

今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

記

協議事項に対する賛否

協議事項	協議結果
労働時間改善に向けた取組事例の調査の実施について	承認

委員の皆様からの意見

・「労働時間削減に向けては、発荷主の理解と協力が勿論必要ではあるが、それ以上に配達先（着荷主）の荷受けについての改善がより重要である。今回対象とする「加工食品」、「飲料・酒」については特に商習慣により以前から課題が多い業種なので、配達先（受荷主）まで踏み込んだ実態調査、さらに悪質な配達先（受荷主）の公表制度等の検討までお願いしたい。」

【事務局回答】

頂いたご意見につきましては、荷主勧告制度において、トラック事業者の違反行為に対する行政処分に伴い、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められた場合には、国土交通大臣が荷主に対して再発防止のための措置を執るべきことを勧告するとともに、荷主名を公表することとしております。当該制度が令和元年に改正された際に、荷主の範囲が拡大され、いわゆる着荷主も当該制度の対象に含まれることとなりました。今後は本協議会において、発荷主、元請事業者、着荷主を含めた一連の運送関係者の間における問題点の実態把握に努めるべく、ヒアリング等の調査に協力いただける荷主を選定出来るような検討も進めていければと考えております。

また、厚生労働省において所管する労働時間等設定改善法では、事業主は他の事業主と取引を行う場合において、著しく短い期限の設定および発注の内容の頻繁な変更を行わない等、取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとされ、また、事業場の労働基準法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる事案につきましては、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくこととしています。

委員の皆様には、今後も本協議会を通じて長時間労働の是正と改善を進めていけるよう業務実態の情報提供や改善策の検討等についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上